

医療保障と結核問題

一 一九五四年度における入退院基準・看護制限反対を
めぐる日本患者同盟の運動を中心として――

小倉裏

二

序言――社会保障を斗いとする運動は現実の段階においては、生活を守り、向上させていくために組まれる、広汎な国民の統一行動の重要な結節点となつてきている。「労働者のための社会保障要綱」(平和経済国民会議資料社会保障委員会作成)においても「実質賃金を引上げること、統一斗争の目標を自分達の身近かなところに求める」と、労、農、市民が一致してたちあがれる具体的な共通目標を打ちたてるなど、つまり、社会保障の問題に目を注ぐことである」と述べている。この内容をまた次のとくも述べている。「社会保障の要求は、全国いたるところの国民各層のなかで高まりつつある。労働組合が失業者の問題をとりあげ、生活保障の問題をとりあげて現在の低賃金とこれらの低所得階層とのつながりを意識しつつあるところに国民的なひろがりをもつて社会保障の要求が組織される時期がすでにきていることを示している」(総評・調査時報十二号巻頭言・全国民的な斗いに拡った社会保障

(の要求)」ここでいう「国民的なひろがり」ということは、たんにスローガンや運動の目標といった意味ではない。それは多くの困難をこえて今後確立さるべき社会保障の構造につらなる重要な表現なのである。たとえば社会保障の理念としては憲法二十五条にもとづく国家の国民に対する生活保障のことであり、それは、「疾病、負傷、分娩、満営、死亡、老令、失業、多子その他困難の原因に対し、保険の方法又は直接公の負担において經濟保障の途を講じ生活困難に陥つた者に対しても、国家扶助によつて最低生活を保障するとともに、公衆衛生及び社会福祉の向上をはかり、もつてすべての国民が文化的社会の成員たるに値する生活を営むことができるようとする」制度であるとされている(総理府・社会保障制度審議会編・社会保障制度に関する勧告・昭二五・一〇二八・五頁)。このような社会保障制度の成立の条件としてたんに労働者がその社会保険部門にむすぶ側面においてのみ斗いを展

開するにとまらず、社会保障制度を組成する各部門、すなはち前報の「社会保障制度に關する勧告」においてあげられた國家（公的）扶助、公衆衛生、醫療制度、社会福祉事業等の諸領域についても重大な関心を傾注し、國務部門の人々と協同してそれらの前途を推進する任務が生じているといふのである。社会保障を斗いとする国民的なむろがりといえども、総評はじめ労働組合において社会保障要求が具体的に討議され、前述のごとき統一行動の結節点となつてきていることともに、このうごきのなかでとくに重要なのは被保護階層においても「組織化」のうごきが拡大していることである。社会保障を守る会、健康を守る会などの地域組織が福祉事務所の職員、医師、医療従業員、被保護者をむすんで活動していることである。（労調協・闘争労働調査会議・M.S.A.下の失業反対斗争・二九・一〇・七〇頁参照）完全失業者は一九五四年八月には七一万人に及び、潜在失業者、仮装されたる有業人口は労働力調査において一、五〇〇万人にも達した。一〇〇〇万人をこえる被保護階層の存在が確認され、一九五二年の場合には保護世帯七〇万八、六七一世帯・二〇六万人のうち労働力をもつた労層は五七・五%の高率、一九五三年には被保護人員三二〇万人のうち六二万人は就業し、これを労働年令（一五才以上六〇才未満）にある者のみについてみればこれに属する人口九二万八、七四七人、五八%強は就労しているのである。（第七回被保護者全国一齊調査・一九五三年一〇月）働く意志と働く能力を有しながら就労機会を得ず窮屈の慘苦におちいつた人口部分の増大と相対

的過剰人口における移動層の増加、この現実の重圧が現役労働者の組織的な運動にも反映し、生活を守り、向上させる斗いは狭い範囲の賃金斗争などとまらず、國民の各階層の生活保障にかたくむすびついた社会保障要求をうちだすことが、もつとも統一的な斗いの姿勢であることが自覺されてきている。

この小稿のテーマは以上のようないくつかの社会保障を推しすすめる態勢を前提としてとくに疾病問題——ここでは結核問題をとりあげ医療保障をめぐる諸問題に言及したい。結核と医療保障の現状の矛盾を露呈した事件として一九五四年六月ごろに激発した日本患者同盟の斗いの経過を中心とりあげてみたい。

註(1) 平尾吉太郎教授の表現によれば「社会保障の本来の目的は、理念的には依然、國民所得乃至労働所得の再配分による購買力の賦与によってすべての國民の最優先生活を保

障して生存権の実現を図らんとするにある」——（社会

保障への途、昭二五・四七頁参照）

医療保障と結核問題を焦点的にとりあげるために一九五四年六月以降の日患同盟の斗争を分析するのであるがなぜこのようなる世界の療養史上にもかつてみない」といわれた斗いがわが国に起らざるをえなかつたかとという前提的条件——一般的な状況を次項であきらかにしておたい。

Ⅰ 前提——医療保障の危機の一般的な状況——ここで医療保障としてとりあげる部門は社会保障における社会保険・医療と公的扶助の医療扶助さらに公衆衛生、医療制度にも及ぶ範囲である。なお医療保

障という表現はからずしも一般的なものではない。社会保障制度審議会が一九五一年十月に行つた「社会保障制度推進に関する勧告」のなかの第三項「医療制度の合理化」において「国民の医療保障は各種の医療保險、結核対策及び生活保護法の医療扶助によつて行わされている……」とのべてここではとくに医療保障といふ表現をとつてゐる。ビザアリッヂが社会保障によつて除去せんとした五つの害悪（Want）（疾病（disease））無知（ignorance））地獄（squalor）遊廻（idleness）のうちでも疾病は第2の悪循環においてとくに重視されるものであることは明らかである。最近数回に亘つて厚生省の実施した生活保護者の原因別実態調査によれば生活扶助に陥つた原因の50%乃至55%が本人の病気か家族の病気にあることが明かにされている。（社会保障年鑑・一九五五年版・四一頁参照）社会保障の本質的な条件としての国家による国民最低生活の確保も少くとも国民に対する医療保障を確立することがまず必要である。いわば医療保障は社会保障を組成する中枢ともいえるであろう。現行法規（社会保障関係法）においても、健康保険法、労働者災害補償保険法、国民健康保険法、船員保険法、日雇労働者健康保険法、国家公務員共済組合法、国家公務員災害補償法、結核予防法、生活保護法（医療扶助）その他保健、公衆衛生関係法規が医療保障を構成しているわけである。これらの医療保障の諸法規によつて保障される国民の病状の現状はいかなる状態にあるか。テーマである結核を中心とりあげこれに対応する医療保障の危機の一般的形態をあきらか

にしておきた。

結核問題は「女工結核」という戦前の産業結核の惨状をあげるまでもなくわが国の社会経済機構、とくに国民の窮乏化とからみあつた深刻な社会問題であつた。戦後は一応抗生素質、外科的治療の発展によつて死亡率は減少してゐる。一九五一年には年間死亡数は一〇万人を割り、死亡順位は三位となり、一万人当たり一人、五二年には七万人台一万人当たり八人、五三年には五万人台、一万人、当り七八人死亡順位は四位に減少した。しかし依然として患者数は減少せず、この対策樹立のため一九五三年八、九、一〇、の三ヶ月にわたつて実施された厚生省結核実態調査はきわ

○明かに結核の病変を認める者	527
医療を要する者（結核患者）	292
全人口に対し	3.4%
休養を要する者	32
注意を要する者	292
結核患者	
性別 男	176
女	116
年令別 0才—5才	13
6才—30才	116
31才—	163
世帯種別発見率	
被保護世帯	5.1%
社会保険世帯	3.4%
その他の世帯	3.2%

1表 社会保障年鑑 1955年版

P157-P158より作製

めて注目すべき結果をあきらかにした。この調査は厚生省行政基礎調査と連繋をとり、専門家（岡治道・隈部英雄氏ら）によつて結核実態調査協議会を結成し調査地点は任意抽出法によつて二十一地区を選び、一地区五〇世帯として全国約五万人を精密な方法によつて調査したものであり、受診率は九九・四%という世界に類のない高率をしめし、信頼度の高いものといわれてゐる。

結核の一般的状況としては I 表のこととき結果があらわされている。結核患者二九三万人のうち医学的に要入院者は實に一三七万人にも及ぶといわれてゐる。医療保障費の増大、その危機の現象は国民を蝕むこのようほう大な結核患者に集中表現されているといつて過言ではない。なかでも労働者を蝕む結核の実態はとくに深刻である。平和經濟国民会議社会保障委員会資料も次のとく指摘している。過労と栄養不良と環境衛生の劣悪さによつて起るあらゆる疾病的内、なんといつても一番その影響が強く悲惨な病氣は結核である。財務職員の結核発病率は全国平均、一二・二%、金沢財務局管内では實に一九・七%という職員の、二割に近い患者が発見され、銀行従業員の二七年の集団検診では九・三%、日通東京支社管内では一・一%という数字が報告されている。（前掲総評・調査時報十二号・二九頁より）別の資料によれば I 表の実態調査をうらうちするものとして鋼管川鉄の結核罹患率（要注意・要保護を含む）一九五〇年を一〇〇とすると五三年には一七三と上昇してゐる。北海道開拓局では全職員三、一六〇人に対し、三七七人が結核患者である。遅信従業員も八%が罹患してい

る。I 表においても被保護世帯の結核発見率は全国比率三・四%をはるかに上回る五・一%であることはすでにみたが、川崎市の失効事業に従事している日雇労働者の結核罹患率は實に一六%であり、葛飾の町工場では一〇人のうち三人が結核にかかるといつて、まがりなりにも医療保障の整備した大企業における発見率と比較して劣悪な就労条件に追いたてられ、身心ともに疲れはてた中小企業の労働者、臨時工、季節労働者家族従業者の条件はさらにつびしいものがあると思われる。（社会保障制度審議会結核特別委員会における労働者代表の公述要旨・一九五四年一〇月九日公述者白井正志（全医労））同資料のなかでとくに注目すべき發言はいわゆるボーダー・ライン層といわれる低所得階層における結核実態把握の困難としかも予測される多數の罹患者の放置が結核蔓延の温床化している点の指摘である。これに関連して例えば政府が実施する労働省内における労働結核委員会にしても、中小企業をはじめ、失業者、半失業者の結核問題は調査の対象から故意に外し、大企業だけに限定していること。しかも大企業での調査は、患者の就業規準をどうするかという問題に集中している。このことの意味は大企業や政府機関にどうしたら結核患者をいれないとするか、就業者のなかで患者を発見したらどうしてそれを企業からしめたすかという立場でとりあげていて。これが折角の集団検診が不安な就労条件に在る人々にとつては首切り検査に軽化するものとなり、川崎市における例のごとく結核予防会医師の集検や精密検査を労組が拒否するといった事態をまねいてい

実収入	有病者
5,000円未満	57,4人
5,000~10,000	34,7
10,000~15,000	27,3
15,000~20,000	25,9
20,000~25,000	24,1
25,000~30,000	23,6
30,000~40,000	23,5
40,000以上	20,3
平均	29,9

1000人当り有病者数
厚生省行政基礎調査

Ⅱ 表

一九五三年における家族検診では百人中八・五人の罹患者が発見され、とくに工場住宅にすむ家族には自宅にすむものの二倍以上の罹患者があつた。(竹中勝男・社会保障二九年三月・二四頁参照)Ⅱ表は実収入と有病者の関係をしめすものであるが貧困と疾患の相関を考える場合にみのがせぬ数値である。この数値のなかに収入の低劣Ⅰ

経済における貧困が有病率の高さとして現象する構造をしめしている。都市の被保護者の健康状態についての一調査によれば

Ⅲ表 社会保障年鑑1955年版・P137より作製				
年次	生活扶助人員 (月平均)	扶助額 (年額)	医療扶助 (月平均)	扶助額 (年額)
1951	18万人	122億円	28万人	82億円
1952	18	141	33	115
1953	17	148	36	175

との格差はほとんどみられないが、貧血、口角炎、慢性下痢と結核が保護世帯に多かつた(みかけは変つていないが、自身はむしばまれている)と評している。(籠山京・貧困と人間・昭二八・一四四頁一一四九頁参照)。この状態をさらに積極的に表示するものは公的扶助制度、すなわち生活保護法における医療扶助の動向である。

生保世帯のうける扶助のうち生活扶助の対象者が減少の傾向(一九五三年度の被保護世帯は統計上は全般としても月平均約六九万世帯、一九三万人となり、五二年度より月平均で約二万八〇〇世帯・約一三万人減じている)をみると医療扶助は人數、金額とも増大しつつある。(Ⅲ表参照)まことに一九五三年には生活扶助額一三三億に達し医療扶助額は八二億円で生活扶助に要する費用の約六割にしからなかつたのが五三年は生活保護法の主体である生活扶助一四八億を金額において遙かにしひことになつてゐる。この点はテーマである日患の斗いにも深いつながりを有するものであるから医療扶助のうちわけを見てみると(1)一九五四五年三月の調査によれば、その月の中に医療扶助を受けた人員は延べ三六万三千三百人、このうち四五%は結核患者で

ある。五二年におけるそれは病類別にみると、結核によるものが総数の四四・六%（費用において総額の五八%）を占め、入院の占める比率は、総数の三六・二%である。結核による医療扶助の受給者は五五%が入院患者である。また単給（医療扶助のみを受けているもの）、併給別に比率をみると、総数の三八・一%が単給となつておらず、この場合においても結核では単給の比率は五三・七%に達している。これらの外に入院患者は二七%であるが三・七%に達している。これらの方は九〇%近くをしめている等の点が一九五三年七月以後の厚生省の医療扶助実態調査によつてあきらかにされている。しかもこれらの重大な調査等による結論が結核対策の強化の方向とは逆に「日患の斗争」をひきおこすような予算削減による強制措置のうらぎととなつたことに問題がある。生活保護の原因別調査についてのところであるが、貧困と結核の悪循環を表すものとして被保護要因の過半が疾病によること、この必然的帰結として医療扶助の大（表参照）となり、とくに単給世帯のそれが当局者の論議のほつた。一九五三年六月・七月頃から医療扶助費が急激に上昇したがこのこともいわゆる“乱救”的問題ではなくして、医療費のかさむ結核患者がたえず医療扶助に落ちてくること、結核という疾患の性質上、長期間にわたつて扶助の対象にとどまるということは、とりもなおさず国民の窮屈化の進行の集中表現がここにあらわれたとみるべきなのである。

医療保障と結核問題

窮屈化の問題と結核の発現率においてボーダー・ライン層の生活内容の低さはとくに考慮すべきものを含んでいい。この場合のボーダー・ライン層は一人一ヶ月二〇〇〇円、三人世帯で七、九〇〇円が一つの回線をもち、当時の保護基準の地域差を平均した五人世帯、七、二〇〇円を一〇%を上廻るにすぎぬところに、些の障害が起ればたちまち被保護世帯に転落するというボーダー・ラインがひかれたわけである。（厚生省行政基礎調査・一九五三・四月）これに対して一般被用者の収入階級別を参照してみよう。一三一八万人の被用者のうち、六、〇〇〇円未満が四二〇万人、六、〇〇〇円が三三三万人、八、〇〇〇円が二三三万人、八、〇〇〇円一一万二〇〇〇円が三三三万人、一、二〇〇〇円一二〇、〇〇〇円が二七五万人、二〇、〇〇〇円以上が七六万人となり、八、〇〇〇円未満の層が金被用者の四九・四%をしらべている。（総理府・統計局、一九五二年・三月）このことがただちにボーダー・ライン層の収入との格差としての比較にならぬにしろ、生活保護世帯（一九五四年三月）、東京都内三・九人世帯一ヶ月の生活費は一万一、一三円、一人平均二八三一円、三シングル係数六六%、食費一人平均一ヶ月一五九三円、一日三三円、一回の食事は三食、副食合せて一八円ということである。そして一九五三年における工場労働者の平均賃金は税込み一、三九七円、零細工場、労働者、女工、少年工などを加えるとさらに下廻り、日雇の人たちを考慮すればさらに低い水準が予想される、かりに平均、一万四、〇〇〇円という労働者の測定をとつても、被用者のうち五〇%にちかい人たちが、

医療保障と結核問題

厚生省行政基礎調査のボーダー・ラインすればそれの窮屈した生活において認められているのである。「今の給料で、病気になつたら、われわれは、もうおしまいだ! 身体一つだけが資本の労働者は、病気になつたおしまいだと、みんな感じている。健康保険で家族療養費の半額負担が、事業主ふたんになつていて「全鉱連」とか「造船」の一部をのぞいて治療費の半額ふたんは容易でない。お医者さんの報告によれば、家族の治療で、生活保護の医療券の利用率が、だんだんふえてきているが主人が働いているから出せないといいう一言であきらめたり、治療費に困るときには、当然それの権利と知らないために、まだまだあまり利用されてはいない」(平和経済国民会議・社会保障委員会・社会保障の要求を組織しよ
う・一九五四年一月)。こうした現実に医療保障における社会保険受診率の増大―保険経済の悪化―公的扶助の悪循環がますます拡大しているのである。こういう点から保守党までやすやすかゝげる社会保障のスローガンの現実の制度―機構上の困難がある―社会保障制度をめぐつて一つの誤解がある。それは社会保障制度をもつて窮屈又は貧困に対する万能薬と考える態度である。……あらゆる類型の窮屈に有効であるといふものでもなく、又その施行るべき社会の構造的特質からはなれて任意に構想されることを許すものでもない(石田忠・社会保障制度の効果、北海道社会福祉・二巻一月・六頁)といふ見解はこのさい考慮すべきものとなる。

日本患者同盟の人たちの斗争の背景にはこのような社会保障の

困難・矛盾をふくむ一般的な状況がひろがつている。しかもそのような対策の危機、放置すれば結核医療は崩壊するというきびしい認識がふかくこの斗いをつらぬいていた。たとえば健康保険の医療給付は一九五三年十一月から三年になつたが、これと平行すべき患者の生活給である傷病手当金は一年半となり医療費は保障されても生活ができないという矛盾があり、傷病手当金が六〇%では本人を含めた家族の生活は成立たないのである。一九五一年四月に結核予防法が制定されたが、これは生活保護法(医療扶助)との関連でいえば、「他の制度においてみたされない部分につき補助的に必要な保護を行ふ」という生活保護法の原則からも結核予防法は生活保護法に優先するのであるが、経費負担の任意規定、補助率五〇%等について地方公共団体における予算措置が不十分(平衡交付金で渡されるこの費用が地方自治体で土木事業など派手なものに流用される面もある)であり、結果として予算不足による公費負担の不承認が多く、国民健康保険にしても被保護者を被保険者から除外、医療給付を制限する等のため、医療扶助よりも積極面において前進さるべきこの結核予防法などの医療保障がその機能を十分に果していられない現状である。(前掲・社会保障年鑑・一三七一三八頁参照)「結核予防法が実施されてから公費負担の該当者で全国平均四一%、堺市の如きは、実に九一%の患者が適用を制限されているがこれは一部の富貴を除いては地方自治体の貧困からその費用が計上できず、逆に国の予算が余るという皮肉な現象さえ生れて来た。結核予防法は手続の複雜

さと費用の僅少さと地方財源の貧困さのため、予防法ではなく、制限法だといわれているが、予防法制定の本質からいってこれに期待する面は大きい」（前掲・社会保障委員会資料）このような事実から医療扶助費の増加それにもなう還給の批判をいうまえに、健康保険、結核予防法等の不備が生活保護法にしわよせられ、ますます矛盾を増大していることが指摘されねばならない。さきの結核実態調査は要入院患者が一三七万人にのぼることを露呈した。現在結核病床数は、一九五三年十二月末現在で一七万八、四二一床（国立七万七二三九床・公立二万八四五八床・法人立四万四九八八床、その他二万七八三六床）、となつていて、このギャップこそわが国結核問題の現実と未来の福根を語つてありますところがない。厚生省は近四年度の予算要求としては、一万八千床を要求したが、これは公立、三千六百床、法人立、千八百床、組合立、三千六百床、計九千床となつて五三年度に比して一千床削減され、しかも国庫負担額の点から国立の結核病床増設を拒否したのである。IV表は日患の入退院基準・看護制限反対運動のもつとも直接の誘因となつた二九年度生活保護費の数字である。一兆円、デフレ予算といわれるもののしわよせが波及した費目はこの表に露呈している。この数字に関連して当初、政府の意図した点は(1)生活保護費、児童保護費の国庫補助率を現行の八割から五割に減率する、(2)国民健康保険、医療費国庫負担三割を一割五分に減率、(3)健保組合に対する事務費国庫負担率一〇割を五割に減率、(4)保健婦、指導医の手当は全額削除、(5)結核予防対策費は、

生活保護費		315億
28年度予算	267億	
48		
29年度 厚生省原案	362	
大蔵省修正	152	
決定額	282	
29年度から差引へべき額		
米価改訂	2億4000万円	
入院点数改訂	12億1000万円	
奄美大島保護	5400万円	
前年度繰越赤字	20億	
	35億3000万円	
29年度予算	246億7000万円	

IV表 日患世田ヶ谷地協「私たちは訴える」より

の一に削減(7)保健所の経常費、人件費を交付金制に切替え等、結核に関するもののみをひろつてもこのようなおそるべき医療保障破壊の政策をうちだしてきました。これに対しても尾知のごとく全国的、全国民の各階層、職場、地域から歴史的な社会保険費削減反対斗争がひろがり、政府の意図に反撃を加えて、当初の意図は相当強く挫折をしあることができたのである。（大阪社会福祉研究会集部編・社会保険予算削減反対運動の一記録・五一六頁参照）序言にふれた社会保障を斗いとする態勢への自覺したとえば、社会保障を守る会（一九五四・一月十一日結成）のごとき組織もこの斗いを通じて確立されてきた。この組織に厚生省職組、全医労、自労など十八団体とともに日患も参加している。この一月の社会保障斗争のなかに六月以降の入退院基準・看護制限反対運動の条件は成熟していたのである。『日患の斗い』は決して過剰した

り、少數者のアジテーションによつて始つたりしたようならず、ペラなものではない。繰返すことであるが前述のごとき国民の窮屈化と結核の悪循環の拡大、医療保障、とくに医療扶助の危機に表現される状況が現実の政治権力の手によつて改善一向上の方向ではなくて、生命をも脅かす破壊のコースへと押しやられようとしたときわきおこつたぎりぎりのいたましい斗いであつた。

ひとりひとりの涙を

ひとりひとりでからさないで

みんなのしあわせとするために

みんなの力をあわせて

— ▽ △ —
一日患同盟資料より

III 日本患者同盟を中心とする入退所基準・看護制限反対運動の性格・経過

日本患者同盟は全国の結核患者五二、四〇五名（二六三の療養所、病院の患者、自宅療養者を組織、一九五四年七月現在、機関紙は日患情報、二〇〇号より療養新聞と改題）小稿にも資料として重視した）のきわめて機能的な組織であり、特色のある運動によって患者の生活と医療を守つてゐる。この日患の当面の斗いはI前提の項における一般的状況のなかで昭和二十九年五月七日、社発第三七六号厚生省社金局長名による各都道府県知事宛の「生活保護法の医療扶助による看護の給付の取扱について」同五月八日、社発第三七九号同、「生活保護法による医療扶助の適正実施について」の二つの通牒をあぐつて激発した。当局がこの二通牒

をだしたのは前述の生活保護費国庫負担率現行八割を五割に減ずる査定修正を行い社会保障斗争の反撃にあつて八割復活とはなつたが濫給是正の名目のものとし、とくに医療扶助における結核入院患者に対し、退院可能な患者がベットを奪いていることを理由に入院の基準を示し、これを強行しようとしたし、さらに附添看護の濫給と看護料の不正受領の事実を会計検査院に指摘されたため附添看護の適正化をはかる意図でこれら通牒を発したという（前掲・社会保障年鑑の一九五五年一三八頁）その内容は「生活保護法による医療扶助の適正実施について」は、(1)最低生活費の認定について、医療扶助単給世帯一齊調査によれば五五、九八五世帯中、保護の停廃止、新たに一部自己負担を課し、または増額を指示したもののが一二、四九一世帯二割が不適正であり、濫給であるから留意すること。(2)世帯単位の原則の例外的措置の適正化、(3)不適正受給排除のための家庭訪問活動の強化、(4)診療方針について医療監査の結果、生活保護法、社会保険の診療方針によつているとは認められない面があるので、指定医療機関、審査機関の積極的な協力を得て適正診療の確保に配慮すること、(5)入退院（結核性疾患（精神病）の取扱いの基準について、(1)入院・イ栗粒結核、シユーブ、その他急速に入院加療の必要が認められるもの、(2)退院外科手術療法等居宅通院では行い得ない積極的療法を適応症とするもの。)、環境上結核を伝染させるおそれ大なるもの、ニ、入院によらなければ診断及び治療方針等が決定し難いもの、(2)退院イ、結核菌培養がおうむね三ヶ月以上連続陰性で安静度が五度以

上に達したと認めらるるもの、外科療法を目的として入院し、一応その目的を達したと認められるもの。ハ、微創手術者又は慢性良性結核患者であつて、当分の間、積極的な治療法を期待することができないと認められるもの、ニ、その他在宅療法によつて治療の目的を達すると認められるもの、（註）イの五度とは、作業療法又は健康者と殆んど同じ生活をしているもの等である。

「生活保護法の医療扶助による看護の給付の取扱について」の内容は、(1)、看護の申請に当つては、六月一日より事前に都道府県知事に協議のうえ行うこと、(2)、申請書類の具備と手続

について、(3)看護の申請は事前に行わしめ、事後申請は原則として認めない、なお緊急を要する場合は、電話によつて福祉事務所長に連絡せしめ、福祉事務所長は直ちに必要に応じて裏地調査を行ひ、この結果に基き都道府県本庁に申請手續をとること、(4)看護の有無承認には実地調査等慎重に行うこと(5)、看護の要否の迅速と看護券交付と不承認通知。(6)、看護の承認については病状に応じ、最少限度の期間とし、その後は追加申請を行うこと、(7)、看護承認の原則—(1)被保護者の病状が重篤であつて絶対安静を必要とし、医師又は看護婦が常時監視を要し、随時適切な処置を講ずる必要がある場合、(2)被保護者の病状は、必ずしも重篤でないが、手術のために比較的長期にわたり医師又は看護婦が常時監視を要し、確実適切な処置を講ずる必要がある場合(3)内科的疾患—結核性疾患においては重篤な諸症状を有する安静度第一度のもの、その他内科的疾患にあつてもこれに準ずる症状を有するものの（例

浸出性肋膜炎の急性期三週間、脇結核で重篤、一ヶ月、咯血持続（持続期間）(4)外科的疾患—絶対安静、常時仔細監視、処置を要する場合（例、胸廓整形術二週間、肺葉切除三週間、肺全削出術一ヶ月）ハ、承認期間二ヶ月を越えるものは、一ヶ月毎に承認を行い、再度追加承認をさせるること

三通牒の内容を略記したがこの「日患の斗い」はこのような通牒の各項一つ一つに対し、彼等のせつばつまつた病床生活の体験から、その不当なやりかたに抗議し、その徹回を要求したことによる一つの性格がみいだされるのである。

入退院基準、付添制限反対について（日本患者同盟近畿支部連合会発行資料・二九年七月）によつて日患の三通牒に対する批判点を要約する。(1)結核対策としての社会医療的見地を欠除していること—言ふてある結核を撲滅しようという積極的善意も、社会復帰への一片の誠意もない。社会医療的見地を無視し、名目は医療扶助の適正実施をうたつているが、その実態は如何にして医療扶助を打切るかの方法を指示したものである。(2)厚生省内でも意見が対立し、専門医家も強く反対している—早期発見、早期治療（入院）予防—治療—歩行療法—作業療法という結核医療体系を破壊している。厚生省内で社会局と医務局の意見の対立があり、多くの國立療養所裏專門医から強い反対意見が表明されている。

(註)「この度の入退所基準、看護基準の施行に際し、多数患者の不安をかもし、患者の街頭陳情にすら發展しようとしている事態

いる者としてははなはだ憂慮にたえないものがあります。われわれは結核医として現行の入退院基準・看護基準そのものの運営に当る、医療扶助審議会に対し純粹な医学的立場から多くの不満を感じざるを得ません（以下略）（声明書・東京療養所医局一同、二九年七月二六日・療養新聞・八月三日・一二三号所収）「私としてはある程度の入院基準の必要は認めるが、退院基準については他の所長と共に反対した。厚生省でも社会局の独善的なやり方に医務局も憤慨している。最近の汚職事件では、一、五〇〇億もの金が動いたときいている。しかるに結核対策はどうか一自宅に帰つてまづいには無料にしても退院させない。空洞切除をやれば、または化学療法を長くつづければ、あるいは安静を長く続けねばよくなる見通しがあるなら退院させない。ガフキンが出ていて（註、排菌している開放性結核患者）の自宅治療しると「齊退院といふなら絶対反対する。作業療法は結核治療指針に入つてないといふが、これは生活保護法があるからだ。このように約定規定やられれば、結核対策は數年乃至十数年後退してしまうだろう、厚生省や都の役人をつれてきて実物教育すべきだ。人間の生命を粗末にするようなことは絶対反対だ、通達を納得できるものによるために、お互い協力して歩調を合せてゆかう（国立療養所清瀬病院々長島村喜久治氏談）（前掲日患近畿連合会資料）（3）医師の意見を無視して通達が強行されている—医師の意見を無視したか

たちは(2)であきらかであるが、主治医の判断にさからつて種社事務所が一方的独断的に付添申請を却下したり、専門の療養所の医務課長が入院を許可しても、福祉事業所が入院基準にあてはまらないと不許可にするといった矛盾が起つてきている。(4)この基準によれば総ての患者が退院指示の対象とされ得る—退院基準はその規定があいまいで拡張解釈され乱用されるおそれがある。イ項(2)退院基準の項参照)は「安静にしていれば自覚症状もなく喀痰の培養も陰性なのに、動くと熱が不安定となり、菌も陽性になるという患者はすぐなくなく、安静時の病状は、社会復帰の道標にはならない」（国立東京療養所医師長江誠司氏）さまざまの結核医学の判断からしてイ項によつて「退院させることは治療上もつとも重要な時期に治療を放棄せねばならないことになり、人道上からも重大である」（国立埼玉療養所医師黒木五郎）、ロ項も患者に不安をあたえ、ハ項はきわめて拡張解釈のおそれが多い。慢性良性結核患者とはあまりに营养・原癥的主義的表現であり、微量排菌者（痰葉が治療にむかつて菌量が減少し、ついには塗沫検査陰性となり、培養検査ではじめて菌が発見されるようになつた状態の患者を微量排菌者とよぶ）は再発率が培養陰性者の再発率一六一・二六%に対して微量排菌者のそれは五二・五五%といわれている（国立東京療養所調査）、それにこの人たちが感染源となる危惧もあり、予防医学的見地からも問題がある。ニ項一二の退院基準は生活保護法による医療扶助患者を対象にしており、デフレ経済下の国民生活の窮迫下、とくに住宅難の現実に要保護

の結核患者が病院や療養所以外のところで「治療の目的を達する」とことの出来る生活をつづけることができるか、できないか、これまでこそ家族感染をひきおこし、生活の重圧と病苦におしつめられ、死ねといふにひとしいではないか。(5)作業療法の否定は結核患者を拡大再生産する(註、イの五度とは作業療法又は健康者と殆ど同じ生活をしているもの)一生活保護患者に対する作業療法を否定し、歩行可能な患者は一切退院させることさえ意味するものである。「療養所の入所患者中五三%が再発患者である。何年もかけてやつとなおつて出でていつても、社会は就職難と生活苦をもつてしか回復者をむかえない、そこで無理をして再発する。」「この再発を少なくするためには精密な検査を行つて、徹底的に治療を行い、無菌化をはかること、作業療法、職場復帰訓練法を組織的に行うこと、十分な療養期間をあたえること、退所後の健康管理を完全に行うこと」「こんにち回復期の患者に対して、経営は全く門戸をとざしている。成形のままでや気胸の空氣は、採用試験に当つた会社の医者に不合格の判をつかせる。健康な失業者が職安の前にあふれているとき、誰がすきこのんで結核回復者を採用するだろうか、うまく病気をかくして採用されれば、こんどは健康者のみにあつかわれて、からだの自信がもてなくなる。再発の経験者を療養所で見えてきたとなれば不安も大きい、療養所の患者たちは、まったく生産からちきられ、生産へ帰るすべを失つている。アフターケア」(後保護)はいわば「かえるところがない」患者の問題として生産の周辺において提出されているので

ある(国立東京療養所医師梶田昭氏)「軽快期の人々、または治療の状態にある人たちは軽い作業を行つて規則正しい勤労生活になれさせ回復期のからだを次第に訓練してゆく、療養所では治療したのも、ふたよび以前の職業につくことが適當でない場合に、新たに病後のからだに適当した職業に転じられるよう、そしてまた、そのことに習熟することを目指して、作業療法が行われる、こうした作業によつて回復のよろこびと、明日への明かるい希望と自分自身のもつ力にたいして強い自信を持つようになる(川野益子女医)」いづれにしてもこの通達の規定はこのような患者と医師の希いをふみにじるものである。だから「結核患者にとって作業療法は絶対に必要だ。富裕な患者なら家庭に帰つて出来るかも知れないが、生活保護患者だからこそ外気の作業療法を認めてもほしい」(国立岡山療養所市村所長)という要望がうちだされたのである。

経過一

以上のような点に「日暮の斗」の展開される根拠があり、当然その組織的な運動はこの二通牒を撤回せよという要求となつてあらわれ岡山県における県庁に対する陳情によつて開始された。この前後における当局のとつた処置を二三あげるとたとえば岡山療養所においては立入り検査という形で患者をA、B、Cの三クラスに分けて、Aは要入院、Bはイ、ロ、にわけ、イは若干要入院ロは療養と必要とせず、Cは無条件に退院ときめ即日百三十名の患者を主治医を無視して一拳に放り出さうとしたことが口火とな

つた、その査定が結核専門医でない医師によって行われ、家がな
いなら「浮浪者收容所」にいつたらいいという裏言がはかれたと
いう（なぜ結核患者は起ちあがつたか—健康会議一九五四・九月
号・十三頁）また神奈川では生保患者に「お前は二年以上ベッドを
ふさいでいる、現在自宅で待つてある患者にかわつたらどうだ」
といわれて、自宅患者と入院患者の対立というかたちに問題をす
りかえている、これに対して自宅患者は「まえに入院を待らき
れず自宅で死んだ人の家をなん軒か歩いたが、そのとき住宅の
人がうらんだのは入院している患者をうらんだのではなくしてベ
ッドが足らないということをうらんだのです。ところが最近では
方向が違いまして出られる人がベッドを占領しているから」という
見方に変えられてきたような気がするのです。（健康会議・座談
会より）、口と背中から膿を出しながらギブスべッドに絶対安靜中
のKさんの附添看護が打切られ病身のお母さん（五五）は往復六
里の道を自転車で通えといわれた。ケース・ワーカーとの交渉、そ
の対話一生保サークル準備委員との間で「患者」—K子さんの
看護に通わねばならなくなつて、お母さんは約三〇〇〇円の扶助
料だけで生活しなければならなくなつた。月二、〇〇〇円で生活
出来ると思うか、「ケース・ワーカー」—今の生保の基準額で生
活出来ないのはよくわかつてゐる。然し、府の下級職員である私
は法律や規則と、上役の指示とに従つて仕事をするより仕方がな
い。「患者」—K子さんのお母をどうしても看護に通わせねばな
らならないという法律的根底があるのか、「ケースワーカー」厚生

省の通達でそうなつてゐるのだから仕方がない。だが私は、規則
の範囲内で人道上出来るだけの事はするから御諒承願いたい。「患
者」—今のが法規のワク内ではたとえ人道的な取扱いをしてもらつ
ても生活出来ないようになつてきている。我々はそのワクを打破
する運動を押し進めようとしているがあなたもケースワーカーの立
場から、我々と共にその運動を押し進めてもらえないと「ケース
・ワーカー」私たちにはストをする権利もなく、また色々な形で發言
の自由を押さえられている。だからそんなことをすると自分の首が
危くなるのだがまあ出来るだけ良心的に処理するようにする「患
者」—こんな無理なことを続けて行つたらお母さんはたおれてしま
う、我々はK子さんの療友として見てゐるにしのびない是非看護
承認をもらいたい。「ケースワーカー」では看護申請書を出して下さい。
何とかうまく取計らうようになります。○（国立京都療養所内一生
保ニユース二号より）わざかの事例であるがこれに似た事件が全
国の大療養所で起り、栃木では医療券の打切りによつて前途に希望
を失つた患者が東北線に飛込み自殺をするといった事態も起つた。
岡山はじめ神奈川、千葉、愛媛、和歌山、高知、奈良、群馬、栃木
と各地で集団陳情が波状的に行なわれ、坐り込み、知事民生部長
への抗議、基準実施の中止確約などがおこなわれた。これにおどろ
いた厚生省では七月一七日に全国都道府県に対し「再び医療扶助
の適正実施について」という極秘通牒を流し、さきの基準実施を
中止した場合には予算を配分しないことを通知した（療養新聞二
二一号）、七月二七日には日愚東京支部の約三、〇〇〇名、全分

金が蹶起しバス二〇台をもつて都門に大陳情を起つた。一結核を全国民の問題にさす一千人の坐り込みの方・絶食二日間飢餓停止、これは日患東京支部、通牒紙は患東京一三九号の見出しだして八月三日に厚生省に対する中央交渉を準備し（実際行なわれたのは八月十四日）各分金から中央交渉を成功させるための情宣活動、資金カンパがあり、茨城（二六日）千葉（二六日）、石川の各療養所も所在府県庁への大陳情を組織した。京都府では八月二日患者、付添医師ら五百名が府庁に大薦陳情、鶴川知事に面会を求めたが午後になつても会見できずそのまま二階知事室前に坐り込み戦術に入りあくまで基準実施反対を叫んだ（朝日、八月三日）①知事は二通牒に反対の患者運動に協力。②総評、医師会、保険医師会、日連などの医医主團体と協議会をつくる。③一人も犠牲者を出さないことを確約激励した（療養新聞二四四号より）。この東京都庁への四十八時間の坐り込み交渉は炎天下のことでもあり抗議に参加した米津敏代さん（三三歳）は急に容態が悪化してひとり子供代子さんをのこして逝去するといつた事件がおきた。米津さんの合同葬は八月三十一日、実行委と国民救援会、全労働省労組、全日自労、民医連、東京都自宅療連、全医労、全生連、都学連、社会事業短期大学生自治会、新医協中国帰還者全国連絡会、全看護、日患など十四団体によつて行なわれた。八百名が葬公会堂にあつまり明日への決意と涙のなかで君の死は無駄にせずと誓い盛会であつた（療養新聞、二二八号より）日本患者同盟東京支

部、全国看護労働組合関東支部、全都自宅療養者療友会は連名で都知事が陳情団との会見をひきのぼし、一晩の死亡者を出し多くの発熱患者を出したことに対し深い悲しみと憎しみをもつて抗議する。總評はじめ各労働組合、都民、都會議員、都會議員、これと同社会党、共産党、都厅職員の援助に感謝し、医療と生活を守る斗いを全国的規模に發展させることを讃う等の声明を發表した（日患東京、一九五四年・八月五日・一三九号）「患者ののたれ死を強いる入退所基準、附添制限反対をさけぶ私たちのたかいいただ「通牒」だけに反対しているのではない。この通牒のねらう医療の破壊、のたれ死を強いようとする意図に反対しているのである。そのためには私たちの反対運動がさらに家族、自宅療養者、友人はじめ労働組合、あらゆる民主團体の間に理解されひろがつてゆかねばならぬ（療養新聞、二三四号「主張」より）。このことは医療保障の危機を統一的に把握していくこととする基本的な見地として、日患もその斗いを支援した總評をはじめとする市民、民主團体のよるべき立場であつた。さきの二通牒はたしかに当面は医療扶助患者にむけられてゐる。しかしI前提の項にみたごとくこれはたんに医療扶助のせまい対象者の問題ではない。むしろこの段階で入退所基準・看護制限がまつさきに生活保護患者にきたところ、社会保険・健康保険・共済組合關係の患者にとても医療保障を統一的に把握しようという意図を分裂させるものであり、生保患者と健保・共済患者（入院患者は生保六〇%健保・共済患者四〇%）を分裂・対立させる工作がひそんでいる

医療保障と結核問題

ことに注意しなくてはならない。これはあきらかに「権力への斗争」である、それ故にあらゆるデマと悪魔、とくに米津さんの死をめぐつてジャーナリズムは日患の政治的アジェンションを批判した。たとえば「日患の吉田内閣打倒運動の一環である」目的を貫徹したいために犠牲の出るのを省みない精神は、北鮮軍の人海戦術とおなじだ」といつた調子である。国民大衆と結核患者の要求をきりさく効果をねらつていることはいうまでもない。「このことについては患者がすごくおこつております。自分たちが生活保護をとつたり、医療券を打ち切られたりした場合に福祉事務所へ行きますね。その場合、いつもあたる壁は予算がないということです。しぜん特定の政党を支持するとか、なんとかいう問題じやなくて社会保障費を削減して再軍備のほうに大きい予算を費している政府に対して、憎しみの気持が湧いてくるのです（前掲・健康会議十五頁座談会・高島栄子、清瀬病院）」「一部の患者が政治的な動きでやつたという批難は毫も当らないと思う。……少くとも患者の身になつて考えれば、自身のからだを一日であろうと、二日であろうと炎天下さらしてそれだけのことをしなければならないという気持を起させるということは、自分自身がそう考えない限りできないと思ふ。一般の人はそういう患者の心理を知らないのじやないか」（結核研究所臨床副部長北練平氏）このような意見が真実のこの斗いをつきうごかしたもののが性格をついているようと考えられる。

この「日患の斗い」の一つのピークとして八月十四日の厚生大

臣（草葉隆円氏）との中央交渉がもたれた。総評、全医勞もこの輪旋にあたつた。この斗いの目標を集約した要求書は次のとくである。「国民の健康と生活は激しい勢いで破壊され、結核は亡國病として日本にあふれつつある。一千四百万結核患者の利益を代表してたしから日本患者同盟ならびに共通の要求をもつて斗う全国看護労働組合はこのような健康破壊政策に反対し厚生大臣に対し、次の各項を直ちに実施するよう要求する。要求事項一、貧困な結核行政によりこれ以上日本に結核をふやす、社会保障費を増額し、一千四百万の結核患者に対する予防・被保護の抜本的対策を立てる。二、自宅患者に病院・療養所の門をとざし、治つていない入院患者を強制的に追い出す入退所基準を撤回せよ。重病人から付添をとりあげ、付添婦の生活を破壊し、医療従業員の労働強化をもたらす看護制限を撤回せよ。三、病床と結核後保護施設をふやし入院を必要とする患者を全部入院させ、回復者の完全雇用法をつくれ、どどまるところのない家族と国民への伝染を防げ。四、患者の基本的人権を治るための権利を否定する憲法違反の「患者心得」^(註)を撤回せよ。弾圧によつてはひろがつてゆく結核を撲滅することはできない。五、生活保護法の基準額を引上げ自宅療養に特別栄養費を支給し付添婦に社会保障を適用し全国民の最低生活を保障せよ。六、医師、医療従業員の生活状態を改善し、制限治療をなくし良心的な医療と看護を保証せよ。そのため一点単価

値上げは國庫負担で行え、七・八（略）（昭和二十九年六月一日、日患代表者、松谷鷹次郎・金看労委員長、堀江ハル）（療養新聞三二五号より）こうした要求をもつて日患代表三十五名は一時間半にわたって交渉した。代表と厚相との応答は次のようなやうにとり終つた。「私たちの声をきいて下さい、大臣の言葉はみんなウソです、付添をとられ膳をつたつて便所に行く重症者のいることを知っていますか。胸の上にお膳のせて鏡をみながら飯を食べている重症者の苦しみを知っていますか、入退所基準は病人をふやすと福祉事務所長もいつていて。草薙大臣はご存じですか」「大臣もつと眞面目にきいて下さい」（療養新聞三二五号より）「患者代表」—われわれの要求に一項ごとに回答してもらいたい。〔厚生大臣〕—要請に答えるのではなく私の考へを概括的に申し上げます、第一の結核対策は厚生省最大の問題である、厚生省あげて当つてゆくつもりだ、第二に患者を強制的に追い出すつもりはない。退院して良い人は入院を必要とする人に席をゆずつてもらいたい。第三に患者を全部入院させるといふのは抽象論だ（療養新聞三二五号より）こうした押問答のすえ不誠意のまゝ大臣交渉も決裂した。しかし「この事件は、日本患者問題の背後的な政治色を明らかにしたことはさておき、結核と社会医療という問題の重大さ、困難さを世人に察せしめたというところに、多少でも社会保障制度の前途に資するものがあつたのではないかと思

われる」（前報・社会保障年鑑一九五五年、一三八頁参照）これにはきわめて消極的、むしろノド患の斗争に対する否定的な評価であるが、それでも社会保障制度の前途にこの大きな犠牲をはらつた病ある人々の斗いが重要な意味をもつた点はみとめざるをえなかつたのである。

この斗いのなかにこの事実を証明するかのように結核対策に本腰、二十六万床に増加、四年計画公費負担も増額（朝日新聞二九年八月二〇日）として報道され、その内容は結核病床の整備、医療費公費負担制度の拡充を中心とするプランが発表された。また九月二日、三両日の厚生省の答議において三〇年度予算として一、四八八億（総額では前年度の倍額）を要求し、さきの結核対策調査の結果にもとづき結核対策費二六四億二、七〇〇万円を要求し、これとともに結核対策強化要綱を発表した。すなわち(1)結核病床・昭和三十一年以降四ヶ年で七万床、軽快病棟一万二千床(2)結核治療費公費負担率・患者に対する公費負担率増・結核予防法による医療費公費負担と生活保護法による医療扶助及び健保保険法による療養給付との実施上の関係を調整する。(3)結核回復者被保護施設・收容人員七十名の施設を三十五ヶ所二ヶ年間に整備。(4)在宅患者の居宅隔離・窓あけ、間仕切り、不可能のときは療養室を付置する。(5)五十人以下の事業所の健診診断、未就学児を除く全国民の健診診断を毎年実施、といふ構想である。これに対する

日患の判断は次の如くである。「患者をこんなに諒めにしたのはおれたちの責任だ。労働者が先頭になつてたたかうのが本當だといふ声は大きくなりがつた。日患を『アカ』と中傷するものでさえも政府の医療行政の貧弱さを認めざるをえなくなつた。政府はこのたたかいのひろまりに狼狽し、本年度の二倍といふ結核対策費を形だけでもくまなければならなかつたわけである。これが発表されたとき各新聞は少くない紙面をさき、その記事は結核対策が大きく好転するような印象を与えるように書いていた、私たちは厚生省が発表したよくな結核対策がそのまま來年度に行われるというような安易な考え方を決してもつてはならない。……今後、私たちのたたかいが強力に發展しない限り厚生省の予算案は大蔵省によつて大幅減をうけるに違ひない。『結核対策費増加』の発言によつて「政府はあれだけ熱心に結核対策をたてているのに患者はまだ騒いでいる」という声がひろがつてゆく可能性も十分ある（療養新聞二二九号、九月十四日、主張より）。この判断の正しさは吉田から鳩山への政変、総選舉によつても明らかくどうかないであろう。この意味で『日患の斗争』はさらに拡大され、深度のある組織のたて方、運動のくみ方によつて国民的な基盤のうえで展開されるにちがいないのである。

註一 患者心得—患者間の訪問、文書や図書の頒布、回覧、掲示、署名、投票、団体加入、資金カンパ、会合集会等に関する制限処置であり、患者の基本的人権無視として日患の反対した

もの、当局は政治患者の活動を封ずるために出したという付添廢止、離任夫官切り問題—正規の看護婦が十分であれば問題ないのが絶対的不足と定員法のワクがありこのため付添婦といふものが全国立療養所病院に三千六百余人在り、未亡人や扶養家族をかかえた婦人である、重症者はこの人達の世話をなるわけであるが政府はこの人たちを予算のために首切りをしており全医療、全看護とともに日患が反対している問題であり二通牒とからみあつた問題である。

三結論—患者が坐り込みをやつたなどといふは療養史上にもないことだらう。それは常識では考えられないことであるけれども非常識だから悪であるとは必ずしも言えない。……健全な理性でも例外的な考え方をしなければならない場合もある。それは例えば法律でいつてはいる正当防衛の場合である。……通牒は恐らく政府の最高の會議でやるのだろう。だから政府の方針が、結核患者よりも再宣傳のほうが大事であるところどうな政府であるかぎり、今後も、こういう無理患者た都合のわるい通牒が出てされるおそれがある。政府が結核患者のことをじんみになつて考えてくれるような政府でない限り、これからも非常識な通牒が出て、それにたいする正当防衛として患者も非常識な行為にかりたてられる可能性がある（松田道雄・患者の坐りこみについて・健康会議二九年九月号・二〇頁—二二頁）日患の斗争に対する、結核医療に一生を注ぎこんでいる人のあたゝかい至言である。世論はこの『日患の斗争』にきびしかつたというが結核についての一般の人たちの考

え方はどのものであるか、逓相府立世論調査所の「結核についての世論調査」（実施期日、昭二七、二月一五日—三月一五日、全国より清二〇才以上六〇才未満の日本人男女を母集団とし層化割合無作為抽出法により推其された五三市町村現住の男女三、〇〇〇名を対象とした）（昭二三年八月・発行）をみてみると、結核にかかる原因の質問では過労が四四%、栄養不足一二%などといった答がでており、今のところ金持でなければなおす見込のない病気ですかという問には、四〇%がそう思うとこえ、國家社会の施設諸制度によつて金持でなくとも治せるという者は一〇%である。結核と社会保障の項目でもしあなたが結核にかかるた場合、費用の点はどうでしようか：何か当てにする所はありますせんか……どういうものですかとこえの答は下表のごとくである。しかも国の援助（ひらく社会保障）についてあてにならないと答えたものが五四%あてになるというものの二八%となつてゐる。しかも結核にかかつた場合、その費用は国家市町村で当然出すべきかどうかという問にはなんらかの形で公の援助があるべきだといふものが五八%、自分でやるべきだといふのは三三%となつていてこの対照は課題にみちている。だが結核予防法といふ法律は聞いたことがあるもの三八%、知らないものが六二%となつていて下表のしめす結果とあわると一つの傾向がうかがわれるようである。疾患としての結核に対する嫌惡—恐怖感は他の疾病に比して七四%という高率をしめし、社会的疾患としての認識度も高いようである。一人一人の解決策としてはこれを社会保障とむすびの調査においてもやはり貧しさと結核をむすんで考えあぐんでい

・家族家の財産あるいは親戚知人等からの 借金によつて個人的に処理しようとするもの	39%	63%
どうしようもない・あてがない	24%	
・健康保険にたよる	20%	
・結核予防法の匡章貢送にたよる	1%	33%
・主として生活保護法にたよる	11%	
・以上のものだけでは尙不安	1%	
わからぬ	4%	
		100%

V表 国立世論調査所解答者P12より作製

びつける理解は十分とはいえない結果をこの調査は示している。『日本患者の斗争』に対する批難にも一部の患者のゆきすぎも、一部の患者のゆきすぎや誇大にとりあげるジャーナリズムによつてなされたる判断であり、実情が判明すれば了解できるものであることも予測できる。たとえば現在、政府では結核を少くするため特に力を入れてくるようになりますか。といふ問いで、特に力をいれていると思うもの六五%、思えないといふもの二五%、わからないもの一〇%である。こういう判断のなかで『日本患者の斗争』が療養費の国庫負担をふくむ療養機関の扩充に言及している。この調査においてもやはり貧しさと結核をむすんで考えあぐんでい

る国民の姿勢はうかがえるのである。

貧困と疾患の悪循環一序言にしるしたさまざまの実態とこの解決のために社会保障制度の確立を要求して国民の統一行動がうごいている。ここにみた日患の入退院基準・看護制限反対の斗い、その他健康保険の危機につらなる保険医の単価値上げ要求、また医薬分業にかかる一連の運動などが繰り起している。これらの運動はすべて容易でない障害にぶつかっている。すでに述べたことであるが社会保障制度がストーガンとしてはたやすくとも、その前進にはきびしい条件がある。『日患の斗い』に直接する医療扶助にしても、これはわが国のぼう大な貧困者層の生活構造に根ざした問題である。この貧困者層へ被保護階層は働くことと貧困が未分化といふことで下層社会表現としての『働く貧民』であり、（Ⅰ）前提：被保護世帯中の労働力世帯構成参照）いささかの疾病、制度の中軸を形成する保険部門にとって健保保險をいささかの例外として無力化を意味する。このことは『働く貧民』の部層に潜在失業者を規定しても、失業保険制度と対象とはならないことによつても明らかである。こうした部層における疾患はたゞちに医療扶助受給の問題、生活保護法の問題にしわよせされてくるのである。「一〇〇〇万人をこえる低所得階層の貧困は社会保険制度をもつてしては殆んど解決できない。たゞし健康保険制度の大・国民健康保険制度の普及は病気のもつ薬食化作用を緩和する。

特に結核対策の充実は焦眉の急である。しかし、この貧困者層からたえず盛大再産生されるニードは公共扶助乃至社会事業のいささかの足とみをも許さない。いわんやこのニードのうけいれを拒否することは、激癥的な悲惨な衝突に対する責任を伴ねずしては不可能である（社会保障年鑑一九五五年・公共扶助と社会福祉・一二六頁参照）。社会保障制度を構成する社会保険・公的扶助の二つの基本部門の相関と矛盾はこのようなかたちでわが国の貧困者層の構造に規定されるのである。現実の諸制度のいささかの「逆行」も日患の峻烈な斗いを激発した。さらに社会保障の確立のために最低賃金制・完全雇用政策といった積極策がすすめられねばならないとされている。これはたしかに社会構造の編成替えをも要請するものであろう。このような進路の帰結として、社会保険の問題はすでにみた『日患の斗い』が鋭くしめす『精力への抗争』の様相をともないつますます重大な警鐘に入りこんでくると思われる。

附記：一九五四年八月初旬に府下城陽町の京都療養所日患京滋支部にいる重田周治氏が京都府庁の陳情にかられた帰途によられて、入退所基準・看護制限の斗いのありさま、とくに生保セイクルの指導者としての氏から苦しい療養生活の状態も伺い、いろいろ資料をかしていただき。本稿をまとめる端には重田氏の指唆による。アジア・サナトリウム日本学生代表として中国へ渡航される予定の同志社大住谷碧氏にも資料・問題点についてさまざまの教示をいただいた。氏は学生保健友の

会、日本京都自宅療養者友の会の運営にあたり、とくにアフターケアについて努力しておられ指唆をうけた。また、たまたま京大大学院三島康雄氏と昨年末ら、「日本資本主義の発展と結核問題の展開」といったほう大なテーマながら資料をあつめ共同で研究をすすめるプランをたて、この「日患の斗争」は戦後の部分のノートとしても重要なテーマであるから一応まとめておきたいと思つてとりあげた。

この小稿は文部省科学研究助成補助金による研究の一部である。

(1955.2.27・総選挙の日)

医療保障と結核問題

附表 A

年月日	総数 %	全額自費	社会保険	生活保護	その他	
1949.9.2	100	32.2	43.0	5.1	5.6	
1952.3.5	100	25.5	65.8	5.7	3.0	
1953.7.29	100	23.6	67.2	6.4	2.7	

病院診療所の患者の治療費支払方法

附表 B

	総数 %	全額自費	健保 船保 共済	同 家 族	国 保 と 健 保 船 保 ・ 共 済 の 家 族 の 組 合 せ	國 保	勞 災	生 活 保 護	その 他
結療 養 核 所	総数	100	7.4	32.1	9.2	0.9	5.4	0.2	36.2
	入院	100	4.8	32.6	8.3	0.8	5.3	0.1	39.0
	外来	100	33.1	27.1	18.9	1.3	6.4	0.8	8.3

結核療養所の入院・外来よりの治療費支払方法

(1953.7.29) 厚生省統計調査部調